

## 生活交通確保維持改善計画

(地域公共交通確保維持事業のうち地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統関係)

(策定年月日) 平成30年1月19日

(自治体名称) 沼田市

<b>1. 生活交通確保維持改善計画の名称</b>
沼田市フィーダー系統確保維持計画
<b>2. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</b>
<p>沼田市では公共交通の確保のためバス事業者に委託し、現在10路線の路線バスを運行している。運行形態については、平成23年度に大幅な見直しを行い、現在は、各路線が市街地に入ると主要医療機関を巡回するルートをとっている。平成27年度に地域医療の中核を担う病院が公共交通空白地域に移転したことから、小型バスを新たに1台導入し、沼須線を新設した。これにより今まで12地域存在していた公共交通空白地域は11地域へと減少し、路線バスの利便性も向上した。</p> <p>現在沼須線は、沼田駅～利根中央病院往復6.5便と沼田市保健福祉センター前～利根中央病院往復3便の2系統を運行しており、沼田駅～利根中央病院系統に比べ、沼田市保健福祉センター前～利根中央病院系統の利用が少ない状況となっている。沼田駅からの乗車が沼田市保健福祉センター前の約2倍を占める現状を踏まえ、沼田駅～利根中央病院の1系統に統合し、往復7.5便とすることで利便性を確保する。1ヵ月あたり約700人以上の乗車人数があり、乗降調査によれば約80%が病院の最寄りバス停で降車している。このことから移動手段を持たない交通弱者の通院など移動機会の確保に欠かせない路線となっており、継続した運行が望まれる。</p>
<b>3. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果</b>
<b>(1) 事業の目標</b>
<p>当該地域内フィーダー系統の利用目標を次のとおり変更する。</p> <p>1. 輸送容量</p> <p>◎変更前</p> <p>沼須線は①沼田駅～利根中央病院、②沼田市保健福祉センター前～利根中央病院の二系統を運行している。1日あたり①については6.5往復、②については3往復運行している。また、どちらの系統も同一車両を使用しており、運転手を除く定員は13名である。</p> <p>以上のことから、移動機会を確保するため、下記の輸送容量を年間を通じて確保する。</p> <p>① <math>13人 \times 6.5便 \times 2 = 169人</math></p> <p>② <math>13人 \times 3便 \times 2 = 78人</math></p> <p>◎変更後</p> <p>現在、①沼田駅～利根中央病院、②沼田市保健福祉センター前～利根中央病院の2系統を運行しているが、沼田駅～利根中央病院系統に統合し、1日あたり往復7.5便とする。車両については、変更がないため、計画変更後は下記の輸送量を確保する。</p> <p><math>13人 \times 7.5便 \times 2 = 195人</math></p>
<p>2. 1日あたりの乗車人数</p> <p>◎変更前</p> <p>平成27年10月1日から平成28年9月30日までの乗車人数実績 11,914人</p> <p>平成27年10月1日から平成28年9月30日までの運行日数 246日</p> <p>(11,914人 / 246日) <math>\div</math> 48 (人 / 日)</p> <p>委託路線の中でも利用実績が上位であることから、運行を継続し、昨年度以上の乗車人数を目指す。</p>

◎変更後

直近の実績に置き換え、以下のとおりとする。

平成28年10月1日から平成29年9月30日までの乗車人数実績（運行日数246日）

沼田駅～利根中央病院系統 8,477人

$(8,477人 / 246日) \div 34.5 (人/日)$

沼田市保健福祉センター前～利根中央病院系統 1,771人

$(1,771人 / 246日) \div 7.2 (人/日)$

計画変更により2系統が沼田駅～利根中央病院に統合され、1日往復6.5便から7.5便に増便される。8,477人は往復6.5便の合計数のため、これを7.5便に換算すると、

$(8,477人 / 6.5便) \div 1,304 (人/便)$

$(1,304 (人/便) \times 7.5便) \div 9,780人$

$(9,780人 / 246日) \div 39.8 (人/日)$

運行形態の変更を伴うことから、周知を行うとともに計算値以上の乗車人数を目指す。

3. 収支割合

◎変更前

■平成28年10月1日から平成29年5月31日までの実績により運行事業者に運行経費の概算を依頼

・年間収益見込み 2,142,855円

・概算運行経費 7,088,865円（車両購入費は除く）

$(2,142,855円 / 7,088,865円) \times 100 = 30.2\%$

委託路線の中でも利用実績が上位であることから、運行を継続し、乗車人数と併せて概算以上の収支割合を目指す。

◎変更後

■直近の実績により運行事業者に運行経費の概算を依頼

・年間収益見込み 2,094,672円

・概算運行経費 7,036,636円（車両購入費は除く）

$(2,094,672円 / 7,036,636円) \times 100 = 29.8\%$

委託路線の中でも利用実績が上位であることから、運行を継続し、乗車人数と併せて概算以上の収支割合を目指す。

(2) 事業の効果

・利用者の多くが通院目的のため、交通弱者への交通手段を確保することにより、医療ニーズへの充足を図る。

・沼須町から市街地への交通手段を確保することにより、日常生活の利便性の向上を図る。

3の2. 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

(1) 事業

・委託路線の中でも利用実績が上位であることから、運行を継続し、路線定着を図ると共に主な利用目的地である病院や駅に時刻表等を配布し、利用促進を図る。

・沼田市のホームページなどを活用し、系統の統合を周知することで、新たな運行形態の定着を図る。

(2) 実施主体

・沼田市及び関越交通株式会社

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

1. 路線図

別添図のとおり

2. 予定している時刻表

別添時刻表のとおり

3. 予定している運行期間	平成29年10月1日から平成30年9月30日（土日祝日を除く） 平成30年10月1日から平成31年9月30日（土日祝日を除く） 平成31年10月1日から平成32年9月30日（土日祝日を除く）
4. 運送予定事業者	関越交通株式会社
5. 地域内フィーダー系統の補足資料	平成27年12月（9月～11月迄は試行運行）から運行を開始した路線であり、沼田駅と沼田市保健福祉センター前を主な交通結節点として、地域間幹線系統である鎌田線をはじめ他の路線との乗り継ぎ等、効果的運行の措置を講じており、既存交通と一体となって地域全体の交通ネットワークの一部を形成するものとして整合性が図られている。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者	関越交通株式会社
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称	関越交通株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法	補助対象事業者が協議会ではないので記載せず。
8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】	該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】	該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】	沼須線は平成27年から新たに運行を開始した路線であり、当該路線を運行する車両を手当てすることができなかつたため、平成27年12月より新たに小型車両を1台導入した。当該路線の運行を継続するため、車両取得に要した費用について、5年間で減価償却を行う。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】	(1) 事業の目標 平成30年度 運行を継続 平成31年度 運行を継続 平成32年度 運行を継続  (2) 事業の効果 新路線を継続運行することにより、地域医療の中核を担っている病院をはじめとした医療機関などへの交通弱者の通院手段が確保される。

13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用負担者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付 関越交通株式会社	
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持改善事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）	
該当無し	
15. 協議会の開催状況と主な議論	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年6月20日 沼田市地域公共交通会議で事業内容、計画について協議し、承認。</li> <li>・平成30年1月15日 沼田市地域公共交通会議で事業内容、計画の変更について協議し、承認。</li> </ul>	
16. 利用者等の意見の反映	
地域公共交通会議に利用者の代表として沼田市区長会副会長及び沼田市老人クラブ連合会女性委員会委員長を委員として委嘱しており、利用者等の意見を反映して本計画を策定している。	
17. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	群馬県県土整備部交通政策課長 沼田土木事務所長
関係市区町村	沼田市副市長 沼田市市民部長 沼田市都市建設部長
交通事業者・交通施設管理者等	関越交通株式会社代表取締役社長 一般社団法人群馬県タクシー協会北毛支部利根沼田地区会長 全国交通運輸労働組合総連合群馬県支部委員長 一般社団法人群馬県バス協会長 一般社団法人群馬県タクシー協会長 沼田警察署長
地方運輸局	関東運輸局群馬運輸支局長
その他協議会が必要と認める者	沼田市区長会副会長（区長会選出代表区長） 沼田市老人クラブ連合会女性委員会委員長

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）群馬県沼田市東原新町 1801-40  
（所 属）沼田市役所市民部生活課生活係  
（氏 名）佐藤孝憲  
（電 話）0278-23-2111  
（e-mail）takanori@city.numata.lg.jp